

東浦榮次郎傍訓
通俗刑法傍訓 全

○ 第四編	○ 第一章	○ 第九編	○ 第三章	○ 第八章	○ 第七章	○ 第六章	○ 第五章	○ 第四章	○ 第三章	○ 第二章	○ 第一章	○ 第二十章	○ 第十九章	○ 第十八章	○ 第十七章	○ 第十六章	○ 第十五章	○ 第十四章	○ 第十三章	○ 第十二章	○ 第十一章	○ 第十章	○ 第九章	○ 第八章	○ 第七章	○ 第六章	○ 第五章	○ 第四章	○ 第三章	○ 第二章	○ 第一章	○ 第一篇	○ 總目		
違警罪	身體に對する罪	重罪輕罪に對する	官吏職務の罪	を妨害する罪	商業及び農工の業	墳墓を毀壞する罪	死屍を毀樂し及	風俗を害する罪	健康を害する罪	信用を害する罪	靜謐を害する罪	國事に關する罪	皇室に關する罪	輕罪に關する重罪	公益に關する重罪	親屬に關する重罪	未遂犯の罪	數人共犯の罪	數人共犯の罪	加減順序	再犯加重	不論及び減輕	加減例	刑法例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例	刑罰例
四十一丁	全三十一丁	二全十八丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁	二全十七丁

特57
859

036100-000-3

特57-859

通俗刑法傍訓

東浦 榮次郎/訓

M17

BBP-0755



律
?

傳國

通刑
俗法
刑罰

特 57
859

律
?

傳國

通刑
俗法
旁削

護民
甲申春日
郵上博

通俗刑法傍訓

總目錄

- 刑法 ○刑法附則並參考諸布令
- 賭博犯處分規則

通俗刑法傍訓目錄

第一編 總則	一	丁
第一章 法例	全	丁
第二章 刑例	全	丁
第一節 刑名	全	丁
第二節 主刑處分	二	丁
第三節 附加刑處分	三	丁
第四節 微償處分	五	丁
第五節 刑期計算	全	丁
第六節 假出獄	六	丁
第七節 期滿免除	全	丁
第八節 復權	全	丁
第三章 加減例	七	丁

第四章	不論罪及び減輕	八
第一節	不論罪及び宥恕減輕	全
第二節	自首減輕	九
第三節	酌量減輕	全
第五章	再犯加重	全
第六章	加減順序	十
第七章	數罪具發	全
第八章	數人共犯	十一
第一節	正犯	全
第二節	從犯	全
第九章	未遂犯罪	全
第十章	親族例	十二
○第二編	公益に關する重罪輕罪	全
第一章	皇室に關する罪	全
第二章	國事に關する罪	十三
第一節	内亂に關する罪	全
第二節	外患に關する罪	全
第三章	靜謐を害する罪	十四
第一節	兇徒聚衆の罪	全

第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪	全
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪	十五
第四節	附加刑の執行を遁ると罪	十六
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有せる罪	全
第六節	往來通信を妨害する罪	十七
第七節	人の住所を侵する罪	全
第八節	官の封印を破棄する罪	十八
第九節	公務を行ふを拒む罪	全
第四章	信用を害する罪	十九
第一節	貨幣を偽造する罪	全
第二節	官印を偽造する罪	二十
第三節	官の文書を偽造する罪	二十一
第四節	私印私書及び偽造する罪	全
第五節	免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪	二十二
第六節	偽造の罪	全

第七節	度量衡を偽造する罪	二十三丁
第八節	身分を詐稱する罪	二十四丁
第九節	公選の投票を偽造する罪	全丁
第五章	健康を害する罪	全丁
第一節	片阿利に關する罪	全丁
第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	二十五丁
第三節	傳染病豫防規則に關する罪	全丁
第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪	全丁
第五節	健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪	二十六丁
第六節	私に醫業を爲す罪	全丁
第六章	風俗を害する罪	全丁
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	二十七丁
第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	全丁
第九章	官吏濫職の罪	二十八丁
第一節	官吏公益を害する罪	全丁

第二章	官吏八民に對する罪	全丁
第三節	官吏財産に對する罪	二十九丁
○第三編	身體財産に對する重罪輕罪	三十丁
第一章	身體に對する罪	全丁
第一節	謀殺放殺の罪	全丁
第二節	毆打創傷の罪	全丁
第三節	殺傷に關する宥恕及び不諭罪	三十一丁
第四節	過失殺傷の罪	三十二丁
第五節	自殺に關する罪	全丁
第六節	擯に人を逮捕監禁する罪	全丁
第七節	脅迫の罪	三十三丁
第八節	隨扈の罪	全丁
第九節	幼者又は老疾者を遺棄する罪	全丁
第十節	幼者を略取拐拐する罪	三十四丁
第十一節	強姦淫申婚の罪	全丁
第十二節	誣告及び誹毀の罪	三十五丁
第十三節	祖父母父母に對する罪	三十六丁

通俗刑法傍訓目錄終

第二章 財産に對する罪	全丁
第一節 窃盜の罪	全丁
第二節 強盜の罪	三十七丁
第三節 遺失物理物に關する罪	三十八丁
第四節 家資分取に關する罪	全丁
第五節 詐偽取口及び受寄財物に關する罪	全丁
第六節 贓物に關する罪	三十九丁
第七節 放火失火の罪	全丁
第八節 決水の罪	四十丁
第九節 船舶を覆没する罪	全丁
第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪	全丁
○第四編 違犯罪	四十一丁

通俗刑法傍訓

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡そ法律に於て罰すべき罪別て三種と爲す

一 重罪

一 輕罪

一 違犯罪

第二條 法律に正條なれものは何等の所爲と雖も之を罰するを得

第三條 法律は頒布以前に係る犯罪に及ぼすを得

若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者は新舊の法を比照考輕きに從て處斷す

第四條 此の刑法は陸海軍に關する法律を以て論じ可き者に適用せらるを得

第五條 此の刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者は各其法律規則に從ふ

若し他の法律規則に於て別に總則を掲げざる者は此の刑法の總則に從ふ

第二章 刑罰

第一節 刑名

第六條 刑は死刑及び附加刑と爲す
主刑ハ之を宣告す

附加刑は法律に於て其宣告する者と宣告せざる者とを定む

第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑と爲す

- 一 死刑
 - 二 無期徒刑
 - 三 有期徒刑
 - 四 無期徒刑
 - 五 有期徒刑
 - 六 重懲役
 - 七 輕懲役
 - 八 重禁獄
 - 九 輕禁獄
- 第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑と爲す
- 一 罰禁錮
 - 二 輕禁錮

三 罰金

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

- 一 拘留
- 二 科料

第十條 左に記載したる者を以て附加刑と爲す

- 一 剝奪公權
- 二 停止公權
- 三 禁治産
- 四 監視
- 五 罰金
- 六 沒收

第十一條 刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目は別に規則を以て之を定む

第二節 主刑處分

第十二條 死刑は絞首す但規則に定むる所の官吏臨檢獄内に於て之を行ふ

第十三條 死刑は司法卿の命令あるに非ざれば之を行ふを得せ

第十四條 大祀令節國祭の日は死刑を行ふを禁ぜ

第十五條 死刑の宣告を受たる婦女懐胎する時は其執行を停め分娩の後一百日を経るに非ざれば刑を行はせ

第十六條 死刑の遺體は親屬故當請ふ者あれば之を下付す但式を用ひて葬るを許さ

第十七條 徒刑は無期有期を分たせ島地に發遣して定役に服す

有期徒刑は十二年以上十五年以下と爲す

第十八條 徒刑の婦女は島地に發遣せし内地の懲役場に於て定役に服す

第十九條 徒刑の囚六十歳に滿る者は通常の定役を免し其の体力相當の定役に服す

第二十條 流刑は無期有期を分たせ島地并獄に幽閉し定役に服せ

有期流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十一條 無期流刑の囚五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地に於て地を限り住居せしむるを得

有期流刑の囚三年を経過する者亦同じ

第二十二條 懲役は内地の懲役場に入れ定役に服す但六十歳に滿る者は第十九條の例に従ふ

重懲役は九年以上十一年以下輕懲役は六年以上八年以下と爲す

第二十三條 禁獄は内地の獄に入れ定役に服せ

重禁獄は九年以上十一年以下輕禁獄は六年以上八年以下と爲す

第二十四條 禁錮を禁錮場に留置し重禁錮の定役に服し輕禁錮を定役に服せ

禁錮を重輕に分たせ十一日以上五年以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚人の工錢は監獄の規則に従ひ其幾分を獄舎の費用と供し其幾分を囚人に給與す但現役百日以内の給與の限に在ら

第二十六條 罰金は二圓以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別す

第二十七條 罰金は裁判確定の日より一ヶ月内に納完せしむ若し限内に納完せざる者は一圓迄一日に折算し之を輕禁錮に換ふ其一圓に滿ざる者と雖も仍ほ一日に計

算す
罰金を禁錮に換へる者は更に裁判を用ひて檢察官の求に因り裁判官之を命ず但禁錮の期限は二年に過るを得ず

若し禁錮限内罰金を納めたる時は其経過したる日數を扣除して禁錮を免す但親戚其他の者代て罰金を納めたる時も亦同ト

第二十八條 拘留は拘留所に留置し定役に服せ其刑期ハ一日以上十日以下と爲し仍は各本條に於て其長短を區別す

第二十九條 科料は五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍は各本條に於て其多寡を區別す

第三十條 科料は裁判確定の日より十日内に納完せしむ若し限内納完せざる者の第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權は左の權を剝奪す

- 一 國民の特權
- 二 官吏と爲るの權

三 勳章、年金、位記、賞號、恩給を有するの權

四 外國に勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判處に於て證人と爲るの權但單に事實を陳述するは此限に在らず

七 後見人と爲るの權但親屬の許可を得て子孫に爲めにするは此限に在らず

八 分散者其管財人と爲り又は會社及び共有財産を管理するの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪に刑に處せられある者は別に宣告を用ひて終身公權を剝奪す

第三十三條 禁錮に處せらるる者は別に宣告を用ひて現任其官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふとを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視に付したる者は別に宣告を用ひて監視の期限間公權を行ふとを停止す

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひて其主刑の終るまで自ら財産を治るを禁止す

第三十六條 流刑の囚閉を免せられたる時は行政の處分を以て治産の禁の幾分を免せるとを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひて各本刑の短期三分の一に等しき時間監視に付す

第三十八條 輕罪を刑に附加する監視は之を宣告す但各本條に記載するの外監視に付するを得

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者は別に宣告を用ひて五年間監視に付す

第四十條 監視の期限は主刑の終たる日より計算す主刑の期滿免除を得たる時は其の捕に就たる日より計算す若し主刑を免して止た監視に付したる時は其裁判確定の日より計算す

第四十一條 監視に付せられざる者其情狀に因り行政の處分を以て假し監視を免せるとを得

第四十二條 附加の罰金は之を宣告を若し一月内に納完せざる時は第二十七條の例に照し輕禁錮に換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左に記載したる物件は宣告して官に沒收す但法律規則に於て別に沒收の例を定めたるものは各其

法律規則に従ふ

- 一 法律に於て禁制ある物件
 - 二 犯罪の用に供したる物件
 - 三 犯罪に因て得たる物件
- 第四十四條 法律に於て禁制したる物件は何人の所有を問は之を沒收す犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件は犯人の所有に係り又は所有主なき時の外之を沒收するを得

第四節 徴償處分

第四十五條 刑事の裁判費用は其全部又は幾分を犯人に科す但其費用の額は別に規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せられ又は放免せらるゝと雖も被害者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免かるゝとを得

第四十七條 數人共犯に係る裁判費用贓物の還給損害の賠償は共犯人をして之を連帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償は被害者の請求に因り刑事裁判所に於て之を審判するを得若し贓物犯人の手にある時は請求なしと雖も直ちに之を被

害者に還付す

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期は計算するに一日と稱するは二十四時を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年を稱するは層に従ふ

受刑初日は時間を論せ一日に算入を放免の日は刑期に算入せず

第五十條 刑は裁判確定たる後に非されば之を執行するを得ず

第五十一條 刑期は刑名宣告の日より起算す若し上訴を爲るたる者左の例に従ふ

一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時は前判宣告の日より起算す若し其上訴不當なる時は後判宣告の日より起算す

二 検査官の上訴に係る者は其上訴正當なるを否とを分たせ前判宣告日より起算す

三 上訴中保釋を得又は責付せらるる者は其日数を刑期に算入するを得ず

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕に就きたる者は其逃

走の日数を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄川を遵守し檢改の狀ある時其刑期四分の三を経過するの後に政比處分を以て假に出獄を許すとを得無期徒刑の囚は十五年を経過するの後に亦同ト

流刑の囚は第二十一條に照る幽閉を免ざるの外假出獄の例を用ひず

第五十四條 徒刑の囚假出獄を免ざると雖も仍は島地に居住せしむ

第五十五條 假出獄を許さたる者と行政の處分を以て治産并禁の幾分を免すとを得但本刑期限内特別に定めたる監視に付す

第五十六條 假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者は直に出獄を停止し出獄中の日数を刑期に算入するを得ず

第五十七條 刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者は假出獄を許さず

第七節 期滿免除

第五十八條 刑の執行を遂れたる者は法律に定めたる期

限を經過するに因て期滿免除を得

第五十九條

主刑は左の年限に從て期滿免除を得

一 死刑は三十年

二 無期徒刑は二十五年

三 有期徒刑は二十年

四 重懲役重禁獄は十五年

五 輕懲役輕禁獄は十年

六 禁錮罰金は七年

七 拘留科料は一年

第六十條

剝奪公權停止公權及び監視は期滿免除を得

附加の罰金は主刑と共に期滿免除を得

沒收は五年を經て期滿免除を得但禁制物は期滿免除の

限に在らざ

第六十一條

期滿免除は刑の執行を過ぎたる日より起算

す若し捕に就き再び逃走したる時は其逃走の日より起

算し關帝裁判に係る時は其宣告の日より起算す

第六十二條

刑の執行を遁れたる者は對し逮捕を命じた

る時は最終の令狀を出したる日より期滿免除を起算す

第八節

復権

第六十三條

公權を剝奪せられたる者は主刑の終りたる

日より五年を經過するの後其情狀に因り將來の公權を

復するを得

主刑の期滿免除を得たる者は監視に付したる日より五

年を經過するの後亦同し

第六十四條

大赦に因て免罪を得たる者は直ち復権を

得特赦に因て免罪を得たる者は赦狀中記載するに非ざ

れば復権を得

赦に因て復権を得たる者は自ら監視を免したる者とす

第六十五條

復権は勅裁に非ざれば得可から

第三章

加減例

第六十六條

法律に於て刑を加重減輕す可き時は後の數

條に記載したる例に照して加減す但加へて死刑に入る

ことを得

第六十七條

重罪の刑は左の等級に照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重懲役

五 輕懲役

第六十八條 國事に關する重罪の刑は左の等級に照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期流刑
- 三 有期流刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役に該する者減輕す可き時は一年以上五年以下の重禁獄に處するを以て一等となす

輕禁獄に該する者減輕す可き時は一年以上五年以下の輕禁獄に處するを以て一等となす

第七十條 禁錮罰金に該する者減輕すべき時は各本條に記載したる刑期金額の四分の一を減さざるを以て一等と爲し其加重すべき時は亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す

輕罪の刑は加へて重罪に入るとを得ず但禁錮は加へて七年に至るとを得

第七十一條 禁錮を減盡しある時は拘留に處し罰金を減

盡したる時は科料に處す禁錮罰金を減して其短期十日以下算數一圓九十五錢以下に及ぶ時ハ又拘留科料に處するを以て

第七十二條 拘留科料に該する者加減す可き時は禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す違警罪の刑は加へて輕罪に入るとを得ず但拘留は加へて十二日に至るとを得減して一日以下に降るを得

第七十三條 禁錮拘留は加減するに因て其期限に零數を生ず一日に滿ざる時は之を除棄す

第七十四條 附加の罰金は主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲す若し減盡したる時は止だ主刑を科す

第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第七十五條 抗拒す可らざる強制に遇ひ其意に非ざるの所爲は其罪を論せず

天災又ハ意外の變に因て避く可からざる危難に遇ひ自己若くハ親族の身體を防衛するに出たる所爲亦同ト

第七十六條 本廳長官の命令に從ひ其職務を以て爲した

る者は其罪を論ぜず

第七十七條

罪を犯す意なき所爲は其罪を論ぜず

但法律規則に於て別に罪を定めざる者は此限に在る罪

と爲る可き事實を知悉して犯したる者は其罪を論ぜず

罪本重かる可くして犯す時知らざる者は其重きに從て

論ずるを得

法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すを得

也

第七十八條

罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨

別せざる者は其罪を論ぜず

第七十九條

罪を犯す時十二歳に満ざる者は其罪を論ぜ

ず但滿八歳以上の者は情狀に因り滿十六歳に過ぎざる

時間之を懲治場に留置するを得

第八十條

罪を犯す時滿十二歳以上十六歳に満ざる者を

其所爲是非を辨別あると否とを審察し辨別なくして

犯したる時は其罪を論ぜず但情狀に因り滿二十歳に過

ぎざる時間之を懲治場に留置するを得

若し辨別ありて犯したる時は其罪を宥恕して本刑に二

等を減ぜ

第八十一條

罪を犯す時滿十六歳以上二十歳に満ざる者

を其罪を宥恕して本刑に一等を減ぜ

第八十二條

瘡腫者罪を犯したる時は其罪を論ぜず但情

狀に因り五年に過ぎざる時間之を懲治場に留置する

を得

第八十三條

違審罪に滿十六歳以上二十歳に満ざる者と

雖も其罪を宥恕するを得

滿十二歳以上十六歳に満ざる者は其罪を宥恕して本刑

に一等を減ぜ十二歳に満ざる者及び瘡腫者は其罪を論

ぜ

第八十四條

此節に記載するの外特別の不論罪宥恕減輕

は各本條に於て之を記載す

第二節

自首減輕

第八十五條

罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官より自

首したる者は本刑に一等を減す但謀殺故殺に係る者は

自首減輕の限に在ら

第八十六條

財産に對する罪を犯しある者自首して其贓

物を還給し損害を賠償した時は自首減輕の外仍は本

刑に二等を減ぜ其全部を還償せざると雖も半數以上を還

償したる時は一等を減せ

第八十七條 財産に對する罪を犯す被害者に首服したるもの之官に自首するに同く前二條の例に照らして處断す
第八十八條 此節に記載するの外本條別に自首の例を掲げある者は各其本條に従ふ

第二節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪及別たる所犯並狀原諒す可き者は酌量して本刑を減輕するを得
法律に於て本刑を加重し又は減輕すべき者と雖も其酌量す可き時は仍ほ之を減輕するを得

第九十條 酌量減輕す可き者は本刑に一等又は二等を減せ

第四章 再犯加重

第九十一條 先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時は本刑に一等を加ふ

第九十二條 先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該る時は本刑に一等を加ふ

第九十三條 先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該る時は本刑に一等を加ふ但一年内再び其違警罪

裁判所の官轄地内に於て犯したる時に非ざれば再犯を以て論せるとを得せ

第九十四條 再犯加重は初犯の裁判確定の後に非ざれば之を論せるとを得ず

第九十五條 刑期限内再び罪を犯すに因り刑を宣告したる時は先づ其定役に服す可き者執行し定役に服せざる者若し初犯再犯共に定役に服する刑に該る時又は共に定役に服せざる刑に該る時は先づ其重き者を執行す

罰金科料に該る者と順序に抱はらず各之を徴收す

第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時は初犯の罪常律に従ひ處断したる者に非ざれば再犯を以て論せるとを得せ

第九十七條 大赦に因り免罪を得たる者は再び罪を犯すと雖も再犯を以て論せるとを得せ

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法は再犯の例に同ト

第五章 加減順序

第九十九條 犯罪の情狀に因り總則に照し同時に本刑及

加重減輕す可き時は左の順序に従て其刑名を定む但從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕は其加減したる者を以て本刑と爲す

- 一 再犯加重
- 二 宥恕減輕
- 三 自首減輕
- 四 酌量減輕

第六章 數罪併發

第百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ざり二罪以上俱に發したる時は一の重死に從て處斷す

重罪の刑は刑期の長きを以て重と爲し刑期の等死者は定役ある者を以て重と爲す

輕罪の刑は其所犯情狀最重き者に從て處斷す

第百一條 違背罪二罪以上俱に發したる時は各其刑を科す若し重罪又は輕罪と俱に發したる時を一の重きに從ふ

第百二條 一罪前より發し已に判決を経て餘罪後に發し其輕く若くは等しき者は之を論ぜず其重き者は更に之を論じ前發し刑を以て後發の刑に通算す但前發の刑罰金を

科料に該り己に納完したる者は第二十七條の例に照し折算して後發の刑期に通算す
若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と俱に發したる者は其再犯と比較し一の重きに從ひ前發の刑を通算せむ

第百三條 數罪俱に發し一の重きに從ふ時と雖も其沒收及び徵償の處分は各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第百四條 二人以上現に罪を犯しふる者は皆正犯と爲し各自に其刑を科す

第百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者は亦正犯と爲す

第百六條 正犯の身分に因り別に刑を加重す可き時は他の正犯從犯及び教唆者に及ぼすとを得む

第百七條 犯人の多數に因り刑を加重す可き時は教唆者を算入して多數と爲すとを得む

第百八條 事を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆に乗じ其指定したる以外の罪を犯し又は其現より行ふ所の方法教唆者の指示したる所と殊なる時は左の例に照

ある教唆者を處断す

一 所犯教唆したる罪より重き時は止た其指定したる罪に從て刑を科す

二 所犯教唆したる罪より輕き時は現に行ふ所の罪に從て刑を科す

第二節 従犯

第九九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又は誘導指示若其他豫備の所爲を以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者は従犯と爲る正犯の刑に一等を減す但正犯現に行ふ處の罪従犯の知る所より重き時止だ其知る處の罪に照し一等を減す

第一百條 身分に因り刑を加重す可き者従犯となる時は其重きよ從て一等を減す

正犯の身分に因り刑を減免す可き時雖も従犯の刑は其輕きに從て減免するを得す

第九章 未遂犯罪

第一百一條 罪を犯さんと謀り又は其豫備を爲すも雖も未だ其事を行はざる者は本條別に刑名を記載するに非されば其刑を科せず

第一百二條 罪を犯さんとして己に其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざる時は己に遂げたる者の刑に一等又は二等を減す

第一百三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざる者と前條の例に照して處断す

輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は本條別に記載するに非ざるは前條の例に照して處断するを得す

第十章 親屬例

第一百四條 此刑法に於て親屬と稱するは左に記載したる者を云ふ

- 一 祖父母父母夫妻
- 二 子孫及び其配偶者
- 三 兄弟姉妹及び其配偶者
- 四 兄弟姉妹の子及び其配偶者
- 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
- 六 父母の兄弟姉妹の子
- 七 配偶者の祖父母父母
- 八 配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者

九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第百十五條 祖父母と稱するは高曾祖父母外祖父母同ト父母と稱するは繼父母嫡母同ト子孫と稱するは庶子曾支孫外孫同ト兄弟姉妹と稱するハ異父母の兄弟姉妹同ト

養子其養家に於る親屬の例は實子に同ト

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第百十六條 天皇三后皇太子に對し危害を加へ又は加へんとする者は死刑に處す

第百十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者三月以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同ト

第百十八條 皇族に對し危害を加へたる者は死刑に處そ其危害を加へんとしたる者は無期徒刑に處す

第百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

す

第百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監戒に附す

第二章 國事に關する罪

第一節 内亂に關する罪

第百二十一條 政府を顛覆し又は邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し内亂を起したる者は左の區別に從て處斷す

- 一 首魁及び教唆者の死刑に處す
- 二 群衆の揮指を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す
- 三 兵器金銀を資給し又は諸般の職務を爲考たる者を重禁獄に處す其情輕き者は輕禁獄に處す
- 四 教唆に乗じて附加隨行者又は指揮を受けて雜役を供したる者を二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者は已に内亂を起したる者の刑に處す

第百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺し

たる者は兵を擧るに至らざると雖も内亂と同く論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す

第二百二十四條 前三條の罪は未遂犯罪の時に於て乃ち本刑を科す

第二百二十五條 兵隊を招募し又は兵器金銀を豫備し其他内亂の豫備を爲したる者の第二百二十一條の例に照し各一等を減定

内亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者と各二等を減定

第二百二十六條 内亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未だ其事は行はざる前に於て官に自首したる者は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人の集會所或給與する者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百二十八條 内亂に乗じて人の身體財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者は通常の刑に照若重きに從て處斷す

第二節 外患に關する罪

第二百二十九條 外國に與りて本國に抗敵し又は外國と交

戰中同盟國に抗敵若其他本國に背叛して敵兵に附屬する者の死刑に處す

第二百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若くは本國及び同盟國の都府城寨又は兵器戰藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者は死刑に處す

第二百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若くは兵隊屯集の要地又は道路の險夷を敵國に通知したる者は無期流刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若くは藏匿者たる者も亦同ト

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又は其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時は有期流刑に處す

第二百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者は有期流刑に處す其豫備に止る者は一等又は二等を減定

第二百三十四條 外國交戰の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者は六ヶ月以上三年以下

の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 此章に記載たる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第二章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第二百三十六條 兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭或受くると雖も仍ば解散せざる者首魁及び教唆者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す附加隨行しある者は二圓以上五圓以下の罰金に處す

第二百三十七條 兇徒多衆を嘯聚して官廳に喧鬧し官吏に強逼し又は村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者は重懲役に處す其關聚に應じ煽動して勢を助けたる者は輕懲役に處し其情輕き者は一等を減じ附加隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百三十八條 暴動の際人を殺死し若くは家屋船舶倉庫等を燒燬したる時は現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す

首魁及び教唆者情を知て制せざる者亦同ト

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第二百三十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又は行政司法官署の命令を執行するに當り暴行脅迫を以て其官吏に抗拒したる者は四月以上四年以下此重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏を爲す可からざる事件を行はしめたる者亦同ト

第二百四十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從つて處斷す

第二百四十一條 官吏の職務に對し其目前に於て形容若くは言語を以て侮辱しある者は一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金附加す

第三節 囚徒逃走罪及び罪人を藏匿する罪

第二百四十二條 已決の囚徒逃走したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

若し獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲して逃走したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處す

第四百十三條 已決の囚徒逃走此罪を犯すと雖も再犯を以て論せざ其刑期限内再び逃走したる者は再犯を以て論ぜ

第四百十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者は第四百十二條の例に同ト

但原犯の罪を判決する時に於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百十五條 囚徒三人以上通謀て逃走したる時は第四百十二條の例に照し各一等を加ふ

第四百十六條 囚徒を逃走せしむるの爲め兇器其他の器具を給與し又は逃走の方法を指示したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加して囚徒の逃走を致したる時は一等を加ふ

第四百十七條 囚徒を劫奪し又と暴行脅迫を以て囚徒此逃走を助けたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられある囚徒に係る時は輕懲役に處す

第四百十八條 囚徒を看守し又は護送する者囚徒を逃走

せしめたる時は亦前條の例に同ト

第四百十九條 前數條に記載しある輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第四百十條 看守又は護送者其懈怠に因て囚徒の逃走を覺らざる時の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

若し重罪の刑に處せられたる囚人に係る時は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百十一條 犯罪人又は逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なることを知て之を藏匿者若くは隱避せられたる者は十一日以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は一等を加ふ

第四百十二條 他人の罪を免かれしめんを圖り其罪證を爲る可き物件を隱蔽したる者は十一日以上六月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時は其罪を論ぜ

第四節 附加刑の執行を通ると罪

第四百十四條 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられ

たる者私に其權を行ひたる時は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第五十五條 監視に附せられたる者其規則に違背したる時は十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第五十六條 前二條の罪は其刑期限内再び犯したる時に非ざれば再犯を以て論ぜらるるを得ず

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造者及び所有する罪

第五十七條 官命を受け老又は官許を得老して陸海軍の用に供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す其之を輸入したる者亦同じ

前項の物品を私に販賣したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又雇人に於て止た正犯の使令に供したる者は各本刑に照し二等を減す

第五十九條 前二條の罪を犯さんどして未だ遂げざる者と未遂犯罪の例に照し處斷す

第六十條 第五十七條に記載したる物品を私に所有したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第六十一條 第五十七條に記載したる物品の製造に供したる器械にして單に其用に供す可き者は何人の所有有被問は老之を沒收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第六十二條 故意を以て通路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第六十三條 偽計又は威力を以て郵便を妨害し若くは之を阻止したる者ハ亦前條に同ト

第六十四條 電信の器械柱木を損壞し又は條線を切斷して電氣を不通に致したる者は三月以上三年以下此重禁錮に處老五圓以上五十圓以下の罰金附加す

若し器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖も不通に至らざる時は一等を減老

第六十五條 瀕車の往來を妨害する爲め鉄道及び其標識を損壞老其他危険なる障礙を爲したる者は重懲役に處す

第六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海に安寧を保護する標識を損壞し又は詐偽の標識を懸示したる者は亦前條に同ト

第六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關する官吏及び雇入職工自ら犯したる時は各本條に照し一等以下を加ふ

第六十八條 第六十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六十九條 第六十五條第六十六條の罪を犯し因て瀕車を顛覆し又は船舶を覆没したる時は無期徒刑に處し人を死に致したる時は死刑に處す

第七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又人の看守たる建造物に入りたる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處す

若し左に記載したる所爲ある時は一等を加ふ

- 一 門戸牆壁を踰越墮壞若又は鎖鑰を開きて入る

時

二 兇器其他犯罪の用に供す可き物品を携帯して入りたる時

三 暴行を爲て入りたる時

四 二人以上にて入りたる時

第七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條に記載したる加重すべき所爲ある時は一等を加ふ

第七十三條 故なく皇居禁苑雜宮行在所及び皇陵内に入りたる者は前二條の例に照して各一等を加ふ

第八節 官の封印を破棄する罪

第七十四條 官署の處分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

若し看守者自ら犯したる時は一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄若て其物件を盜取若又は毀壞したる者は盜罪及び毀壞の各本條に照し重きに從

て處斷す

第七十六條 看守者其懈怠に因り封印を破棄し又は其物件を盜取毀壞する犯人なるを覺らざる時二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時は二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七十八條 陸海軍の徴兵に編入せらる可兎者身體を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て死役を圖りたる時は一年以上一年以下の重禁錮に處る三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

若し他人に囑託し其氏名を詐稱し代て徵募に應せしめたる者亦同じ其囑託を受けて徵募に應じたる者は第二百三十一條の例お照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業に因り官署より解剖分析又は鑑定を命せられたる者故なくして之を肯せざる時は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より証人として證據陳述するを命せられたる者故なくして之を肯せざる時は又前條に同じ

第八十一條 傳染病流行の際又は傳染病の疑ゆる船舶入港するに當り醫師其病思を検査し又は消滅の方法を陳述するを命せられたる者故なくして之を肯せざる時は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時は一等を減定

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者は無期徒刑に處す

若し變造者行使したる者は重懲役に處す

第八十三條 内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者は有期徒刑に處す

若し變造して行使したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處す

第八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し

若くは變造して行使したる者を内外國の區別に従ひ前二條の例に照して處斷す

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者は輕懲役に處す

若し變造して行使したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第百八十六條 前條に記載したる貨幣の偽造變造已成て未だ行使せざる者を各本條に照し一等を減し其未だ成らざる者は二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者は各二等を減す

第百八十七條 貨幣を偽造變造するの情狀知て雇を受けたる職工は前條に記載したる犯人の受く可き刑に照し各二等を減す

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者は職工に刑に照し一等又は二等を減す

第百八十八條 貨幣を偽造變造するの情狀知て房屋を給與したる者は偽造變造の各本刑に照し二等を減す

第百八十九條 偽造變造し貨幣を内國に輸入したる者は

偽造變造の刑に同ト

第百九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を取受し之を行使したる者は偽造變造して行使したる者の刑に照し各二等を減す

其未だ行使せざる者は各二等を減す

第百九十一條 前條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第百九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入取受したる者未だ行使せざる前に於て官に自首したる時は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

若し職工雜役及び房屋を給與しある者未だ行使せざる前に於て自首したる時は本刑を免す

第百九十三條 貨幣を取受するの後に於て偽造又は變造なることを知り之を行使したる者は其價額二倍の罰金に處す但其罰金は二圓以下に降るを得

第二節 官印を偽造する罪

第百九十四條 御璽國璽を偽造し又は其偽璽を使用したる者は無期徒刑に處す

第百九十五條 各官署の印を偽造し又は其偽印を使用し

たる者は重懲役に處す

第九十六條 産物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又は其偽印を使用したる者は輕懲役に處す

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を盗用したる者は前數條に記載したる偽造の刑に照し各一等を減す

若し監守者自ら犯しある時ハ偽造の刑に同ト

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又は其情を知て之を使用したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 已に貼用したる各種此印紙及び郵便切手を再び貼用したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處す

る者は六月以上二年以下の監視に附す

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造者又は増減變換したる者は無期徒刑に處す其詔書を毀棄したる者亦同ト

第二百三條 官此文書を偽造者又は増減變換して行使しある者の輕懲役に處す

其官の文書を毀棄したる者亦同ト

第二百四條 公債證書地券其他官吏の公證しある文書を偽造者又は増減變換して行使したる者は輕懲役に處し若し無期名の公債證書に係る時は一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又は増減變換して行使したる者は前二條の例に照し各一等を加ふ其文書を毀棄したる者亦同ト

第二百六條 官の文書を偽造するに因て官印を偽造者又は盗用しある者は偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百七條 此節に記載たる罪を犯者減輕に因て輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に附す

第四節 私印私書を偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造若て使用したる者は六月以上五年以下の重禁錮に處る五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し他人の印影を盗用したる者は一等を減せ

第二百九條 爲換手形其他裏書を以て賣買す可き證書若しくは金額と交換す可き約定手形を偽造若しくは増減變換して行使したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其手形證書に詐偽の裏書を爲して行使する者又同ト

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造し又は増減變換して行使したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造し又は増減變換して行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十一條 此節に記載たる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は二月以上二年以下の監視に附す

第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

第二百十三條 官の免狀又は鑑札を偽造して行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但官印を偽造若しくは盗用したる時は偽造官印の各本條に照して處斷す

第二百十四條 屬籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者を十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者は一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病の證書を偽造して行使したる者は自己の爲免にし他人の爲めにするを分たせ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

醫師屬託を受けて其詐偽の證書を造りたる者は一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徵兵を免かる可き爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び屬託を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師は前條に照し各一等加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變換若て

行使したる者は亦偽造の刑に同ト

第六節 偽證の罪

第二百十八條 刑事に關する證人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したる時は左の例に照して處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を曲庇する爲め偽證したる者は違警罪の本條に依て處斷す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免かれたる時は偽證者の刑前條此例に照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者は左の例に照して處斷す

一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上十五圓以下の罰金を附加す

を附加す

二 輕罪に陥らしむる爲め偽證したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪に陥らしむる爲め偽證したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處す二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑に處せられたる後

よ於て偽證の罪發覺したる時は偽證者を其刑に反坐す若し反坐の刑前條に記載したる偽證の刑より輕き時は前條の例に照して處斷す

其刑期限内に於て偽證の罪發覺ある時は現に經過ある日數に照して反坐の刑期を減せざるを得但減つて前條偽證の刑より降せざるを得

第二百二十二條 偽證の爲め被告人死刑に處せられたる時は反坐の刑一等を減せ其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時は二等を減せ

若し被告人を死に陥る、の目的を以て偽證を爲したる時は死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前に於て發覺

したる時は一等を減せ

第二百二十三條 民事商事又は行政裁判に關して偽證を爲したる者を一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又は通事の爲め裁判所に呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時は前數條に記載したる偽證の例に照らして處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人に囑托して偽證又は詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者は亦偽證の例に同一

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前に於て自首したる時は本刑を免せ

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條 度量衡を偽造し又は變造して販賣したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

但官の記號印章を偽造し又は盗用したる時は偽造官印の各本條に照ら重きに從て處斷す

第二百二十八條 偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる者の前條の刑より一等を減す

第二百二十九條 商賈農工定規を増減しある度量衡を所有したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し其度量衡を使用して利を得たる者は詐偽取財を以て論ず

第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又は變造したる者は其囑託したる犯人の刑に照し各一等を減す

第八節 身分を詐稱せる罪

第二百三十一條 官署に對し文書又は言語を以て其屬籍身分姓名年齢職業を詐稱したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百三十二條 官職位階を詐稱し又は官の服飾徽章若しくは内外國の勳章を借用したる者を十五日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公選の投票を偽造せる罪

第二百二十三條 公選の投票を偽造し又は其數を増減したる者の一月以上一年以下に輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さしめ又は賄賂を授けて投票を爲さるる者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 投票を検査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又は増減したる時六月以上三年以下の輕禁錮に處す四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條 調書を送り投票の結局を報告する者其數を増減し其他詐偽の所爲ある時は一年以上五年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟に關する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入し及び製造し又は之を販賣したる者は有期徒刑に處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又は之を販賣しある者は輕懲役に處す

第二百三十九條 税關官吏情を知て阿片烟及び其器具を

輸入せしめたる者は前二條の刑に照して一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利益を圖る者は輕懲役に處す

人を誘引して阿片烟を吸食せしめたる者亦同ト

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又は受寄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふ能はざるに至らしめたる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害す可き物品を用ひて水質を變じ又は腐敗せしめたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照若重きに從て處斷す

第三節 傳染病預防規則に關する罪

第二百四十六條 傳染病預防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶より上陸し又は物品を陸地に運搬したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又は人共犯せしむる者は前條の刑に一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他處に出たる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處す又は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百四十九條 嚮類の傳染病流行の際豫防規則に違背して嚮類を他處に出したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第四節 危害品及び健康を害し可き物品製造の規則に關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生じ可き物品の製造所を創設したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

若し健康を害し可き物品の製造所を創設したる者は十

圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十一條 官許を得て前條に記載ある製造所を創設すと雖も危害を豫防し健康を保護する規則に違背したる者は前條の例に照し各一等を減ぜ

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致ししる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第五節 健康を害し可き飲食物及び藥劑と販賣する罪

第二百五十三條 人の健康を害し可き物品を飲食物に混和して販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六節 私に醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者は十

圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十七條 前條の犯人療治の方法を誤り因て人を死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以上以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同ト但飲食物を賭する者は此限に在らず

第二百六十二條 財物を醜集し富籤或以て利益を傳伴す賭博の器具財物其現物にある者は之を沒收す

るの業を興行したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬此所爲する者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す若し説教又は禮拜を妨害したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

第二百六十四條 埋葬す可き死屍を毀棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又死屍を見しある者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第八章 商業及び農工の業を妨害する罪

第二百六十六條 此章に記載ある罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百六十七條 偽計又は威力を以て穀類其他衆人の需

用に缺く可うらざる食用物の賣買を妨害したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
前項に記載ある以外に物品の賣買を妨害したる者は一等を減せ

第二百六十八條 偽計又は威力を以て賈又入札を妨害したる者十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者は亦前條と同ト

第二百七十條 農工に雇人其雇賃を増さしめ又は農工業の景況を變せしむる爲め雇主及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者は一月以上六月以下重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減ト又は農工業の景況を變ぜる爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者は亦前條と同ト

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せめある者十圓以上百圓以下

の罰金に處す

第九章 官吏職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せざ又は他は官吏の公布施行を妨害ある者は二月以上六月以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時に當り其處分を爲さざる者は三月以上三年以下の輕禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者は二十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二節 官吏人民に對する罪

第二百七十六條 官吏擅に威權を用ひ人を考て其權利なき事を行はしめ又は其爲す可き權利を妨害したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身體財産を妨害するの犯人わんに

當り豫審判事檢察官吏其報告を受けて速に保護の處分爲さざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せしめて人を逮捕し又は不正に人を監禁しある者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若しくは囚人を出獄せしむ可きの時に到り之を放免せざる者は亦前條の例に同ト

第二百八十條 前二條に記載したる官吏又は護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻此所爲を放したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て囚人を死傷に致したる時は毆打創傷の各本條に照し一等を加へて重きに從く處斷す

第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠り因て死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照

し一等を加ふ

第二百八十二條 裁判官檢事及び警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又は凌虐の所爲ある者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を死傷に致したる時は毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す

第二百八十三條 裁判官檢事故ぬくして刑事の訴へを受理せざる又は遷延して受理せざる者十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事の訴に係る者亦同ト

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聽許したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て不正の處分を爲したる時は一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關し賄賂を收受し又は之を聽許したる者を二月以上二年以下其重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て不正の裁判を爲したる時は一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官、検事、警察官、吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又之を聴許したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を曲庇しある者は三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる處此刑より重き時は第二百二十一條第二十二條の例に照れて反坐す

第二百八十七條 裁判官、検事、警察官、吏賄賂を收受し聴許せず雖も情に從ひ又は怨を挟み被告人を曲庇陷害したる者は又前條の例に同ト

第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂既に收受したる者は之を沒收し費用したる者の其價を追徴す

第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自ら監守する所の金銀物件を竊取したる者は輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又は毀棄したる時は第

二百五條の例に照して處分す

第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金銀沒收したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此節に記載たる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下に監視に附す

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪と爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を使用して人を殺したる者は謀殺を以て論じ死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者は故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 支解、折割其他慘烈の所爲を以て人を殺したる者は死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲又は已に犯して其罪を免かる、爲め人を故殺したる者は死刑に

處す

第二百九十七條 人を殺すの意に出て詐稱誘導して危害に陥れ死に致したる者は故殺を以て論じ其豫め謀る者は謀殺を以て論ぜ

第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ誤て他人を殺したる者は仍は謀殺を以て論ぜ

第二節 殴打創傷の罪

第二百九十九條 人を殴打創傷し因て死に致したる者は重懲役に處せ

第三百條 人を殴打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若しくは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる者は輕懲役に處す
其一目を瞎し一耳を聾し又は一肢を折り其他身體を殘廢し癱疾に致したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百一一條 人を殴打創傷し二十日以上此時間疾病に罹り又は職業を營むを能ざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處せ
其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一ヶ月以上一

年以下の重禁錮に處せ

病病休業に至らざると雖も身體に創傷を爲したる者は十日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百二條 豫め謀て人を殴打創傷し休業癱篤疾又は死に致したる者は前數條に記載したる刑に照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又は己に犯して其罪を免かる、爲め人を殴打創傷したる者は亦前條の例に同ト

第三百四條 殴打し因り誤て他人を創傷したる者は仍は殴打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共に人致殴打創傷したる者の現に手を下し傷を成すの輕重に従て各自に其刑を科す若し共毆して傷を成すの輕重を知ると能ざる時は其重傷の刑に照し一等を減せ但し教唆者は減等の限に在らざ

第三百六條 二人以上共に人を殴打しあるに當り自ら人を傷せずと雖も補助者て傷を成さしめたる者は現に傷を成したる者并刑に一等を減せ

第三百七條 健康を害す可き物品及施用して人を疾苦せ

しめたる者は豫め謀て毆打創傷するの例に照しく處断す

第三百八條 人を殺その意に非を雖も詐稱誘導して危害に陥れ因て疾病死傷に致したる者は毆打創傷を以て論ぜ

第三節 殺傷に關する宥恕及び不諭罪

第三百九條 自己の身體に暴行を受くるは因り直ちに怒を發し暴行人を殺傷したる者は其罪を宥恕す但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者は此限に在ら

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後或知はと能はざる者は各其罪を宥恕するを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通或覺知し姦所に於て直ちに姦夫又は姦婦を殺傷したる者は其罪を宥恕す但本夫先に姦通を縱容したる者は此限に在ら

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者は其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕す可き罪は各本刑に照し二等又ハ三等を減

第三百十四條 身體生命を正當に防衛し已むを得ざるに出で暴行人を殺傷したる者は自己の爲めに他人の爲めにするを分た

第三百十五條 左の諸件に於て已むを得ざるに出で自ら暴行を招きたる者は此限に在ら

一 財産を對ち放火其他暴行を爲る者を防止するに出たる時

二 盜犯を防止し又は盜賊を取還するに出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時

第三百十六條 身體財産を防衛するに出ると雖も已むを得ざるに非を以て害を暴行人に加へ又は危害已に去りたる後に於て勢に乗ト仍は害を暴行人に加へたる者は不論罪の限に在ら

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因り人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰

金に處す

第三百十八條 過失に因て人を創傷し癩癩疾に致したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第三百十九條 過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は二圓以上五十圓以下は罰金に處す

第五節 自殺に關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又は囑託を受け自殺人の爲めに手を下したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下は罰金を附加し其他自殺の補助を爲したる者は一等を減せ

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重懲役に處す

第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅に人を逮捕し又は私家に監禁したる者十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日以過る毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擅に人ヲ監禁制縛して毆打拷責し又は飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲ヲ施したる者は二月

以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條ノ罪ヲ犯ス因テ人を疾病死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第三百二十五條 擅に人ヲ監禁し水火震災の際其監禁を解くとを怠り因て死傷ヲ致したる者は亦前條の例に同ト

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放火せんと脅迫しある者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

毆打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又は財産に放火し及び毀壞劫掠せんと脅迫しある者は十一月以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條 兇器を保持して前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百二十八條 親屬に害を加ふ可き事を以て脅迫したる者は亦前二條の例に同ト

第三百二十九條 此節に記載しある罪は脅迫を受きたる

者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ぜ

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者亦前條に同下因て婦女を死に致しある者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師穩婆又は藥商前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威迫し又は誑騙若て墮胎せしめたる者は一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なるをを知て墮打其他暴行を加へ因て墮胎に至らしめたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し其墮胎せしむるの意に出たる者は輕懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女が廢疾又は死に致したる者は墮打創傷の各本條に照し重さに從て處斷す

第九節 幼者又は老疾者及遺棄する罪

第三百三十六條 八歳未満なる幼者及遺棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す
自ら生活するに能はざる老疾患者及遺棄しざる者亦同

第三百三十七條 八歳に滿ざる幼者又は老疾者を寥聞無人の地に遺棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人の寄託を受け保養す可き者前二條の罪を犯したる時は各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て廢疾に致したる者は輕懲役に處し篤疾に致したる者は重懲役に處し死に致したる者は有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又は看守す可き地内に遺棄せられたる幼者老疾者あるをを知て之を扶助せざ又は官署に申告せざる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處す
若し疾病に罹り昏倒したる者あるをを知て扶助せざ又は申告せざる者亦同

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳に満ざる幼者を略取し又は誘拐して自ら藏匿し若くは他人に交付したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に満ざる幼者を略取して自ら藏匿し若くは他人に交付したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自ら藏匿し若くは他人に交付したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 器取誘拐しある幼者なるをを知て自己の家屬僕婢と爲し又ハ其他の名稱を以て之を収受したる者は前二條の例に照して各一等を減せ

第三百四十四條 前數條に記載したる罪は被害者又は親屬の告訴を待て其罪を論ぜ但略取誘拐せられある幼者式に從て婚姻を爲したる時は告訴の効なし

第三百四十五條 二十歳に満ざる幼者を略取誘拐して外國人に交付したる者は輕懲役に處せ

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳に満ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳に満ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者は強姦を以て論ぜ

第三百四十九條 十二歳に満ざる幼女を姦淫したる者は輕懲役に處す若し強姦したる者は重懲役に處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ぜ

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重さに從て處斷す但強姦に因て癡篤疾に致したる者は有期徒刑に處し死に致したる者は無期徒刑に處す

媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處じ二圓以上二十圓以下に罰金を附加す

第三百五十三條 有夫此婦姦通者たる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同ト

此條の罪は本夫の告訴を待て其罪を論ず但本夫先に姦通を縦容したる者は告訴此効なし

第三百五十四條 配偶者あつて者重ねて婚姻を爲しふる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者を第二百二十條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前に於て誣告者自首したる時は本刑を免ぜ

第三百五十七條 誣告に因て被告人刑に處せられたる時は第二百二十一條第二百二十二條に記載考たる例に照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を摘發考て人を誹毀したる者は事實の有無を問はざ左の例に照しく處斷す

一 公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處じ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二 書類畫圖を公布し又は雜劇偶像を作為して人を誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者は誣罔に出たるに非ざれば前條の例に照して處斷するを得

第三百六十條 醫師藥商穩婆又は代言人辯護人代書人若くは神官僧侶其身分職業よ於て委託を受けたる事に因り知得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論じ十一日以上三月以下に重禁錮に處考三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者は此限に在ら

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀の罪は被害者又は死者の親族に告訴を待て其罪を論ぜ

第十三節 祖父父母母に對する罪

第三百六十二條 子孫其祖父父母母を謀殺故殺したる者は死刑に處す其自殺に關する罪は凡人の刑に照し二等

を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母に對し毆打創傷の罪
其他監禁禁錮追遺棄姪告誹毀の罪を犯したる者は各本條
に記載したる凡人の刑に照し二等を加ふ但癩疾に致し
たる者は有期徒刑に處し篤疾に致したる者は無期徒刑
に處し死に致したる者は死刑に處す

第三百六十四條 子孫其祖父母父母に對し衣食を供給せ
ず其他必要なる奉養を缺きたる者は十五日以上六月以
下此重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
因て疾病又は死に致したる者は亦前條此例に同ト

第三百六十五條 祖父母父母に對したる殺傷其罪は特別
の宥恕及び不論罪の例を用ふるを得但其犯す時知
らざる者は此限に在らず

第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を竊取したる者は竊盜の罪
と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯し
ある者は六月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くハ鎖鑰を開
き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者は亦前條に同ト

第三百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者
は各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帶して人の住居したる邸宅に入
り竊盜を犯したる者を輕懲役に處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に
交付し又官署の命令に因り他人の看守したる時之を
竊取したる者は竊盜を以て論ぜ

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他其産物を竊取
したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取
し又は川澤池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關
する産物を竊取したる者ハ亦前條に同ト

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者
は二月以上二年以下の重禁錮に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして
未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に

處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第三百七十七條 祖父父母夫妻孫及び其配偶者又と同居の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者は窃盗を以て論ぜるの限、在らせ若し他人共に犯して財物を分ちたる者は窃盗を以て論ぜ

第二節 強盗の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又は暴行を加へて財物を強取する者強盗の罪を爲し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盗左に記載しある情狀ある者は一個毎に一等を加ふ

- 一 二人以上共に犯したる時
- 二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盗人を傷けたる者は無期徒刑に處し死に致しある者は死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者は無期徒刑に處す

第三百八十二條 窃盜財を得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行脅迫を爲したる者は強盜を以て論ぜ

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を

盗取したる者は強盜を以て論じ輕懲役に處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第三節 遺失物埋藏物に関する罪

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隠匿し所有主に還付せざ又ハ官署に申告せざる者を十一日以上三月以下の重禁錮に處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百八十六條 他人の所有地内に於て埋藏の物品を掘り得て隠匿したる者は前條に同ト

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲げたる親屬に係る時其罪は論ぜざ

第四節 家資分散に関する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又は虚偽の負債を増加したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處す

情を知りて虚偽の契約を承諾し若くは其媒介を爲したる者は一等を減す

第三百八十九條 家資分散此際簿冊書類を藏匿毀棄し若

くは分散決定の後債主中の一人又は数人其負債を私償して他の債主を害したる者一月以上二年以下の重禁錮に處す

第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪

第二百九十條 人を欺罔し又は恐喝して財物若しくは証券類を騙取したる者は詐欺取財の罪を爲す二月以上四年以下の重禁錮に處す四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て官私の文書を偽造し又を増減變換したる者は偽造の各本條に照し重きに從く處斷す

第二百九十一條 幼者の知慮淺薄又その人の精神錯亂たるに乗じて其財物若しくは證書類を授與せられたる者は詐欺取財を以て論ぜ

第二百九十二條 物件を販賣し又は交換するに當り其物質を變ト若くは分量を偽て人に交付したる者は詐欺取財を以て論ぜ

第二百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又は抵當典物と爲したる者は詐欺取財を以て論ぜ自己の不動産と雖も己に抵當典物と爲したるを欺隱と

て他人に賣與し又は重ねて抵當典物と爲したる者亦同

第二百九十四條 前數條に記載したる罪を犯したる者六月以上二年以下の監禁に付す

第二百九十五條 受寄の財物借用物又は典物其他委託を受けたる金額物件を費消しある者は一月以上二年以下の重禁錮に處す若し騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者は詐欺取財を以て論ぜ

第二百九十六條 自己の所有に係ると雖も官署より差押へたる物件を藏匿脱漏ある者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す但家資分散の際此罪を犯したる者は第三百八十八條の例に照して處斷す

第二百九十七條 此節に記載しある罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百九十八條 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬に係る時は其罪を論ぜす

第六節 贓物に關する罪

第二百九十九條 強窃盜の贓物あるとを知て之を受け又は寄藏故賣し若くは牙保を爲したる者は一月以上三年

以下の重禁錮に處る二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪を犯しある者は六月以上二年以下の監視に付す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關しある物件なるを知て之を受け又は寄藏故買し若くは牙保を爲したる者は十一日以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者は死刑に處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者は無期徒刑に處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者は重懲役に處す

第四百五條 火を放て人該乗載たる船舶瀛車を燒燬したる者は死刑に處す

其人を乗載せざる船舶瀛車に係る時は重懲役に處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又は露積者

たる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者は輕懲役に處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失し人の家屋財産を燒燬したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十條 火藥其他激發す可き物品又は煤氣井蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財産を毀壞したる者は其故意に出ると過失とを分ち放火失火の例に照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又は水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂流したる者は無期徒刑に處す
若し人の住居せざる家屋其他の建造物を漂流したる者は重懲役に處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃塘坑牧場等を荒廢したる者は輕懲役に處す

第四百十三條 他人の便益を損じ又は自己便益を圖る

爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害しある者は一月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て氷害を起したる者は失火の例に照して處罰す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲没以て人を乗載したる船舶没したる者は死刑に處す但船中死亡なき時を無期徒刑に處す

第四百十六條 前條其所爲を以て人没乗載せざる船舶を覆没したる者は輕懲役に處す

第十節 家屋物品没毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ一月以上五年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處罰す

第四百十八條 人住家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又

は田圃の樊園牧場の柵欄を毀壞したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し又は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件没毀壞し又は移轉たる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬没殺したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺し若る者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す但被害者此告訴を待て其罪を論定す

第四百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅

盡しざる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下并罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯しざる者は二日以上十日

以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

- 一 規則を遵守せざりて火藥其他破裂すべき物品を市街に運搬しざる者
- 二 規則を遵守せざりて火藥其他破裂すべきの物品又は自ら火を發すべし物品を貯藏しざる者
- 三 官許を得ずして烟火を製造し又は販賣しざる者
- 四 人家稠密此場所に於て濫りに烟火其他火器を玩びざる者
- 五 蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び掃除する規則に違背しざる者
- 六 官署此督促を受けて崩壞せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者
- 七 官許を得ずして死屍を解剖ある者
- 八 自己の所有地内に死屍あることを知て官署に申告せざる者

を又は他所に移しある者

九 人を毆打して創傷疾病に至らざる者

十 密に賣淫を爲し又は其媒合容止を爲しざる者

十一 人の住居せざる家屋内に潜伏しざる者

十二 定りある住居なく平常營生の産業なくあて諸方に徘徊する者

十三 官許の墓地外に於て私に埋葬ある者

十四 違警罪の犯人を曲庇すは爲め偽證しざる者但被告入偽證の爲免刑を免がれる時は第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯しある者は二日以上五日

以下の拘留に處し又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す

一 人家此近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者

二 水火其他の變に際し官吏より防禦すべきの求めを受け傍觀して之を背せざる者

三 不潔の藥物又は腐敗しざる飲食物を販賣しざる者

四 健康を保護する爲め設けある規則又は傳染病豫防規則に違背しある者

五 人の通行す可き場所に於る危険の井溝其他凹所に蓋又は防圍を爲さざる者

六 路上に於て犬其他の獸類を嘯し又は驚逸せしめたる者

七 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者

八 狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者

九 變死人の檢視を受けせして埋葬したる者

十 墓碑及び路上の神佛を毀損せしめば汚穢しある者

十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者

十二 公然人を罵詈訕弄する者但訴没待て其罪を論ぜ

第四百二十七條 左件諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に處し又は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す

一 濫りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者

二 制止を肯せして人の群集したる場所に車馬を牽きたる者

三 夜中無提燈にて車馬を疾驅する者

四 木石等を道路に堆積して防圍を設けず又は標識此點燈を怠りたる者

五 瓦礫を道路家屋圍内に投擲したる者

六 禽獸の死屍を道路に棄擲し又は取除くざる者

七 汚穢物を道路家屋圍内に投擲したる者

八 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者

九 醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應ぜざる者

十 死亡の申告を爲さざして埋葬したる者

十一 流言浮説を爲して人を誑惑したる者

十二 妄りに吉凶禍福を説き又は祈禱符呪等を爲し人を惑はして利を圖る者

十三 私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又は軒燈を出したる者

十四 官許を得ずして路傍又は河岸に床店等を開きたる者

十五 路上の植木市街の常燈及び厠場等を毀損したる者

十六 道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀壞汚損したる者

第四百二十八條 左の諸件を犯したる者は一日の拘留に處し又は十錢以上一圓以下の科料に處す

- 一 官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者
- 二 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又は故なく通行を妨げたる者
- 三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價を出さずして通行したる者
- 四 路上に於て賭博に類する商業を爲したる者
- 五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者
- 六 溝渠下水を毀損し又は官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる者
- 七 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品を羅列したる者
- 八 官許を得ずして獸類を官有地に放ち又は牧畜しをる者
- 九 身體に刺文を爲し及び之を業とする者
- 十 他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者

十一 他人の繋ぎたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者は五錢以上五十錢以下の科料に處す

- 一 橋梁又は堤防の害と爲るべき場所に舟筏を繋ぎたる者
- 二 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
- 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟筏並べ通船の妨害を爲したる者
- 五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又を繋ぐとを忽くせにして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者
- 十 通行禁止の傍所を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て放歌高聲發して制止を肯せざる者
- 十二 酩酊して路上に喧噪し又は醉臥したる者

- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の塙壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜葉を採食し又花弁を採折したる者
- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路なき他人の田圃を通行者又は牛馬を牽入したる者
- 第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜によて定むる處の違警罪を犯したる者ハ其罰則に従て處断す

刑法終

刑法附則目錄

- 第一章 主刑執行
- 第二章 監視
- 第三章 假出獄及び特別監視
- 第四章 刑事裁判費用
- 第五章 賠償處分

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑は其執行を爲す裁判所ハ檢査官書記及び獄司刑場に立會獄司より囚人ハ死刑を執行す可きとを告示したる後獄丁をして之ヲ執行せしむ但其期限は午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時は刑場の警戒を嚴よる執行に關する者の外刑場に入るを許さる但立會官吏の許可を得たる者は此限に在らず

第三條 死刑の執行單りたる時は書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局に納むべし

第四條 左に記載したる日は死刑を行ふを禁む

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受たる婦女懐胎を申する者を醫師及び穩婆をして之を検査せしめ果して懐胎ある時は檢察官より司法卿に上申して其執行を停め産後一百日を経て更に司法卿の命令を受決行すべし

第六條 死刑の遺骸は一定の場所に埋む若し親屬故舊請

ふ者ある時ハ獄司之を許可し下付するを得

第七條 死刑の宣告を受けたる者執行に至るまで何時にても獄司の許可を得て其親屬故舊に接見するを得

第八條 死刑を執行したる時は犯人の屬籍氏名年齢職業住所及び其罪狀刑名を記載して左の各所ハ榜示公告すべし

刑を宣告したる裁判所の門前

犯罪の地

犯人住居の處

第九條 徒流の囚を發遣するは裁判を爲したる地の獄司より内務卿に上申其命令を待て發船の地に護送すべし

第十條 徒刑の囚を島地に於て便宜に従ひ獄外の役に服せらむるを得

第十一條 流刑の囚幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ獄司之を許すべし

第十二條 流刑ハ囚幽閉を免すべき者ある時は獄司より内務司法兩卿に上申し其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚假出獄を許されたる者又は流刑の囚

幽閉を免せられざる者家屬を招ぎ同居するを請ふ時は之を許すとを得但其路費は自ら之を辨せべし

第十四條 流刑は囚幽閉を免考地を限り住居せしむる者は監獄近傍の地を限り獄司の監督を受けしむ若し已むとを得ざる事故ある時は獄司に請ふて限外に出るとを得

第十五條 流刑の囚幽閉を免せらるる者再び罪を犯したる時は本刑期限内と雖も島地に於て直ちに其刑を執行すべし

第十六條 懲役重禁錮の囚は便宜に従ひ獄外の役に服せしむるとを得

第十七條 禁獄輕禁錮の囚獄内に於て自ら工業を爲さんとを請ふ者獄司之を許すべし

第十八條 服役期限内更に罪を犯し再び定役に服する者後犯の刑期百日以内は工錢を給與せむ

第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之を交付し及び領受する方法を監獄の規則に従ふ

第二十條 罰金科料の宣告を受未だ納完せざる前に於て犯人身死する時は之を徴収せむ附加の罰金に於る亦同

第二章 監視

第二十一條 監視を主刑の終りたる後仍不將來を極束する爲め警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條 監視に付すべき者を豫免其住所或定めしめ主刑の終りたる時獄司より犯人を其住居の地の警察所に護送し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又主刑を免し止だ監視に付する者は其裁判所此檢察官より警察所に護送すべし

第二十三條 犯人を警察所に護送する時は其監視此起算滿期を記載したる文書及び刑名宣告書の謄本を附すべし

第二十四條 犯人の住居遠地に在て一日程を過ぐる者の獄司若くは檢察官より先づ最近の警察所に護送し其警察所より住居の地の警察所に送致すべし

第二十五條 警察所より犯人を住居の地の警察所に送致する時は其里程を計り日數を限定して旅券を附與し犯人到着の日直ちに之を其地の警察所は差出さしむ但途中事故ありて淹滞したる時は第三十一條の例に従ふべし

七 犯人を送致する時は第二十二條に記載したる書類を其地の警察所に送還すべし

第二十六條 犯人住居の地の警察所に於ては監視の期間遵守すべき條件を請聞かせ監視の票を下付すべし

第二十七條 監視を付せられたる者は其期限間の條件を遵守すべし

一 毎月二度所轄の警察所より其謹慎の度を表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但疾病又は已むとを指ざる事故ありて警察所に到ると能はざる時は其事由を届出づべし

二 酒宴遊興の席を會し又は群集の場所に參會するを許さず

三 事故ありて其住居を轉移せんとする時は警察所に申請し許可を受く可也

四 擅に他の地方に旅行するを許さざ若し已むとを得ざる事故あるときは其事由を警察所に具申して許可を受くべし

第二十八條 監視の期限間の警察官吏時宜に因り其家宅

に臨檢すはとあるべし

第二十九條 警察所に於て住居を轉せるとを許可したる時は其事由を轉住の地の警察所に通知し第二十三條に記載したる書類を遞送すべし

第三十條 他の地方に旅行するを許可したる時は其里程を計り先方の地に滞留する時日を算へ往復日数を限定して旅券を付與すべし

犯人先方の地に到るに其地の警察所に出で旅券を示し官吏の認印を受る限定の日數内に歸來り直ちに旅券を警察所に還納すべし

第三十一條 旅行中天然又は疾病等により臨時滯留したる時は事由を其地の警察所に具申し官吏の證書を受け歸着の日旅券に添へ警察所に差出すべし

第三十二條 監視を付する者住居なく及び引取人なき時は其期限間懲治場に留置し工業を爲さし免又は使役に供す住居遠地に在て歸着する資力なき者亦同す

第三十三條 懲治場に留置したる者限内引取人を得又は住居の地に歸着する資力を得たる時は其地に送致して殘期の監視を執行せらむべし

第三十四條 刑期限内再び罪を犯す者初犯再犯共に監視に付すべき時又は監視の期限間再び罪を犯し更に監視に付すべき時は並に主刑満限の後前後の期限を通算して監視を執行すべし

第三十五條 罰金を禁錮に換へある者監視に付すべし時は其禁錮の日数を監視の期限に算入すべし

第三十六條 監視に付せられある者其規則及遵守を改めず此状ある時は警察官より其事實を上申し内務司法兩卿其命を受けて假に監視を免ずるを得

第三十七條 假に監視を免せられある者住居を轉移する時は第二十七條第三及び第二十九條の例に従ふべし

第三章 假出獄及び特別監視

第三十八條 假出獄を許すべき者ある時は獄司より其犯人の行状及び刑名入獄の年月を記載し假に出獄を許されんとを内務司法兩卿に上申し許可を受くべし

第三十九條 假出獄を許しある時は獄司より其證票を犯人に下付すべし

第四十條 假出獄證票は左の條件を記載すべし

一 本人其屬籍氏名年齢住所罪名刑名及び所刑の年月

日

二 殘期何年月何日間假出獄を許す事

三 假出獄中は特別監視に付すべき事

四 假出獄中更に重罪を犯したる時は直ちに出獄を停止し出獄中の日数は刑期に算入せざる事

第四十一條 重罪の刑に所せらるる者假出獄中自ら財産を治め若しくは職業を營まんとする時は警察所に申請を許可を受くべし

第四十二條 假出獄を許すべき者は豫め其住所を定めし免出獄の日獄司より其證票の原本を添へ犯人を其住居此地の警察所に護送し特別監視を執行せしむべし

第四十三條 特別監視に付する者は第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十一條此例に適用す

第四十四條 特別監視に付せられある者は其期限間左の條件を遵守すべし

- 一 毎週間一度所轄警察署に到り其謹慎なるを表明し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但疾病又は已むと得ざる事故ありて警察所に到ると能は

二 酒宴遊興の席に會し又は群集の場所に參會するとを許さず

三 事故ありて住居を轉移せんとする時は警察所の申請許可を受くべし但他の府縣に轉移するを許さず

四 往復一日程を過ぐる地に旅行するを許さず

第四十五條 特別監視の期限間は警察官吏時宜に因り其家宅に臨檢するをわはべし

第四十六條 假出獄を許さるる者刑期満限此日に至れば假出獄證票を警察所に還納し警察所より證票を出したる獄司に遞送すべし

主刑満限の後監視に付すべき犯人なる時は警察所に於て第二章の例に從て處分すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時は第三十二條の例に從て懲治場を留置すべし

第四節 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼出しある證人醫師鑑定人通辯人翻譯人は給與すべき日常旅費止宿料及び第五十

一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日常旅費及び止宿料の金額左如し

日常五十錢

旅費一里十錢

止宿料一宿二十五錢

住居三里以外の地に在る者は往復旅費を給與及び呼出の地に滞在中は日常並に止宿料を給與す其三里未滿の地に在る者は料費止宿料を給與せしむ

第五十條 證人の日常旅費及び止宿料は本人請求あるに非ざるべし之を給與せしむ

第五十一條 證人日稼を以て生業とする者治罪法第百九十條に從ひ償金を要求する時は旅費日常の外若干の償金を給與するをわはべし

第五十二條 解剖含密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類は日常の外別に之を給與すべし

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前に於て犯人身死する時は其相續人より之を徴収す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手に在る時は直ちに被害者に還付すと雖も若し輒轉して他人の手に在る時は被害者の請求に因り還給せしむる者とす

第五十五條 贓物輾轉考て他人の手に在る時公商に由り買取考たる物品は其公商若くは被害者より買取者に原價を償はざれば直に還給せしむるを得ず
若し公商に由らざして買取したる物品は其還給を拒むるを得ず但し其買取者は賣者に對し轉價を求むるを得ず

第五十六條 贓物を受け又は典物として受取りたる者其贓物現在する時は還給を拒むるを得ず但し典物として受取りたる者は典主に對し轉價を求むるを得

第五十一條 贓物交換して現在する時は公商に由ると否とを區別し第五十五條の例に従て處分すべし

第五十八條 贓物已に費用したる時又は識別す可うらざる時又は其所在の知れざる時は損害の賠償を請求するを得

第五十九條 人の名譽若くは殺傷に關したる損害其他犯罪の爲め現に生じたる損害は其賠償を請求するを得

但失火は此限に在らば

第六十條 贓物の還給損害の賠償は其犯罪を審判する刑事裁判所に請求するを得

若し其審判已に終りある後は民事裁判所に非ざれば之を請求するを得

第六十一條 刑事裁判所に於て贓物の還給損害の賠償を請求する者は通常の文書又は言語を以て之を爲すを得其民事裁判所に請求する者は民事訴訟の程式に従ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償は本犯死する時其相續人に對し之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害は賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざる時は被害者より更に民事裁判所に身代限りの處分を請求するを得

刑法附則

刑法參考諸布令

新舊法比照 (明治十四年第八十壹號布告)

刑法第三條第二項に依り新舊法を比照するには左よ従ふべし

第一條 新舊法比照するには左に如し

- 一 死刑 新法 舊法 斬絞 懲役終身
- 二 無期徒刑 新法 舊法 懲役終身
- 三 有期徒刑 新法 舊法 斬絞 懲役終身
- 四 無期流刑 新法 舊法 禁獄終身
- 五 有期流刑 新法 舊法 禁獄終身
- 六 重懲役 新法 舊法 懲役十年
- 七 輕懲役 新法 舊法 懲役七年
- 八 重禁獄 新法 舊法 禁獄十年
- 九 輕禁獄 新法 舊法 禁獄七年
- 十 重禁錮 新法 舊法 懲役十一年以上 禁獄十一年
- 十一 輕禁錮 新法 舊法 禁獄十一年
- 十二 罰金 新法 舊法 罰金 以上五年以下 罰金 以上五年以下
- 十三 拘留 新法 舊法 懲役禁獄頭錮拘留 留十日以下

十四 科料

贖罪收贖罰金料 二圓未満

第二條 舊法の刑期新法主刑の刑期内に在る時は新法に從ふ但舊法の刑期に過ぐるを得ず (舊法に於て懲役百日に該る者新法に照し二月以上四年以下の重禁錮に該る時は新法に從ひ二月以上百日以下の重禁錮に處する此類) 若し舊法に刑罰新法主刑の短期に等しくして舊法に定役なく新法に定役ある時は舊法に從ふ (舊法に於て禁獄三十日に該る者新法に照し一年以上一年以下の重禁錮に該る時は舊法に從ひ禁獄三十日に處するの類)

第三條 舊法新法の刑共に短期長期ある者と其短期の短き者に從ふ但其長期の短き者に過るとを得ず (舊法に於て一年以上三年以下の懲役に該る者新法に照し三月以上四年以下の重禁錮に該る時は新法に從ひ三月以上三年以下の重禁錮に處するの類) (若し舊法新法の刑共に短期等しくして舊法に定役なく新法に定役ある時は舊法に從ふ (舊法に於て二月以上三年以下の禁獄に該る者新法に照し二月以上二年以下の重禁錮に該る時は舊法に從ひ二月以上二年以下の禁獄に處するの類))

第四條 舊法の贖罪收贖若しくは罰金科料の金額罰法主刑の金額内に在る時は新法に従ふ但舊法の金額に過ぐるを待たず

第五條 舊法新法の罰金科料共に多數ある者其罰金の算に從ふ但多數の算に過ぐるを得ざる

第六條 舊法に於て單に體刑に該る者新法に於て罰金を附加す可き時は其罰金を附加せしむ

第七條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時は新法に従ふ舊法に於て贖罪收贖若しくは罰金科料に該る者新法に照し體刑に該る時は舊法に従ふ

第八條 舊法に從ひ贖罪收贖に處る者其金額を延期限内に納完する能はざる時は一圓を一日に折算し輕禁錮又は拘留に換換但一圓未満と雖も仍る一日に折算す

第九條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ重罪の刑に處る時は新法の附加刑と適用せず但除族追奪沒收の類の舊法は從ふ

第十條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ禁錮の刑に處する時は監視を附加せしむ

第十一條 華士族の犯罪新法に於て輕罪に該る者舊法に

從ひ處斷する時は其族を除せしむ

第十二條 新法と舊法とを比照するには各其本法に照し加減したる者以て本刑と爲す

第十三條 舊法に於て棒鎖に該る者仍る棒鎖に處す
○密賣淫處分(明治十四年第六十四號布告)

密賣淫の義は刑法第四百二十五條第十項に明文之有り候得共當分の内其取締懲罰は従前の通り東京は警視廳其他は地方官へ委任す

○刑法參考諸布令

○第一號

賭博犯の義は刑法第二百六十條第二百六十一條に明文之有候へども當分の内行政警察の處分に屬し東京は警視廳其他は地方官以て別紙賭博犯處分規則に依り取締懲罰の事を行なはしむ

右奉 勅旨布告候事

明治十七年一月四日

太政大臣三條實美
内務卿山縣有朋
司法卿山田顯義

賭博犯處分規則

第一條 賭博を爲したる者は一月以上四年以下の懲罰及び五圓以上二百圓以下の過料に處す家屋を貸與し及び見張を爲し其他總て補助を爲しある者亦同ト

博徒に於て黨類を招結し又は賭場を開張し又は兇器を携帶し又を四隣に横行する者は一年以上十年以下の懲罰及び五十圓以上五百圓以下の過料に處す其招結し應トたる者は賭博を爲さざと雖も前項に依つて處分す

第二條 賭具及び賭場ノ現存せる財物と何人の所有を問はず之を没入す

第三條 賭博犯を取押ふるにハ何人の家宅夜問を何時たりとも之に立入ことを得但警察官巡查ハ其証票ヲ携帶すべし

第四條 此規則を施行する方法細則は警視總監府知事(東京府を除く)縣令に於て便宜之を定め内務卿の許可を得て施行することを得

明治十七年三月十二日 御届
同 十七年四月十五日 出版

定價金二十錢

山梨縣平民
出版人 東浦榮二郎
西山梨郡柳町
百九十九番戸

發兌 五明堂
甲府 廣告舍
書林 徵古堂

○通俗治罪法傍訓 全一冊

○訴訟用印紙規則一覽表 一枚摺定價金三錢

○民事訴答便覽 全壹冊近刻
此書ハ民事訴答ニ係ル諸布達規則等集メ平カニニシテ傍訓付ケル書ナリ

○古物商取締條例註釋 郵税共壹冊金十錢
付山梨縣長野郡古物高取締條例細則

明治十六年十二月廿八日御布

改 徵兵令註釋 郵税共壹冊
金十六錢

此書は御布告平假名にて各條毎に註解を加へたるものにて一目して章條如女子方にも早解の良書也

甲府書林 徵古堂

